

第4回 一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設
整備候補地選定委員会

日時 平成31年3月4日（月）午後2時～午後4時

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室701

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協 議
 - (1) 第2次選定の条件等について
 - (2) その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会委員名簿

No.	役職	シ 氏 メイ 名	備考	専門分野等
1	委員長	ナカザワ ヒロシ 中澤 廣	工学博士 (岩手大学名誉教授)	廃棄物処理工学
2	副委員長	チバ ケイコ 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授)	環境影響評価
3	委員	アズマ アツキ 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
4	委員	オオカワラ マサフミ 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
5	委員	タナカ カズユキ 田中 一幸	(一般財団法人日本環境衛生センター)	廃棄物処理
6	委員	ヒラツカ アキラ 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学名誉教授)	植物生態学
7	委員	ヤマモト ヒロシ 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定の手順と考え方

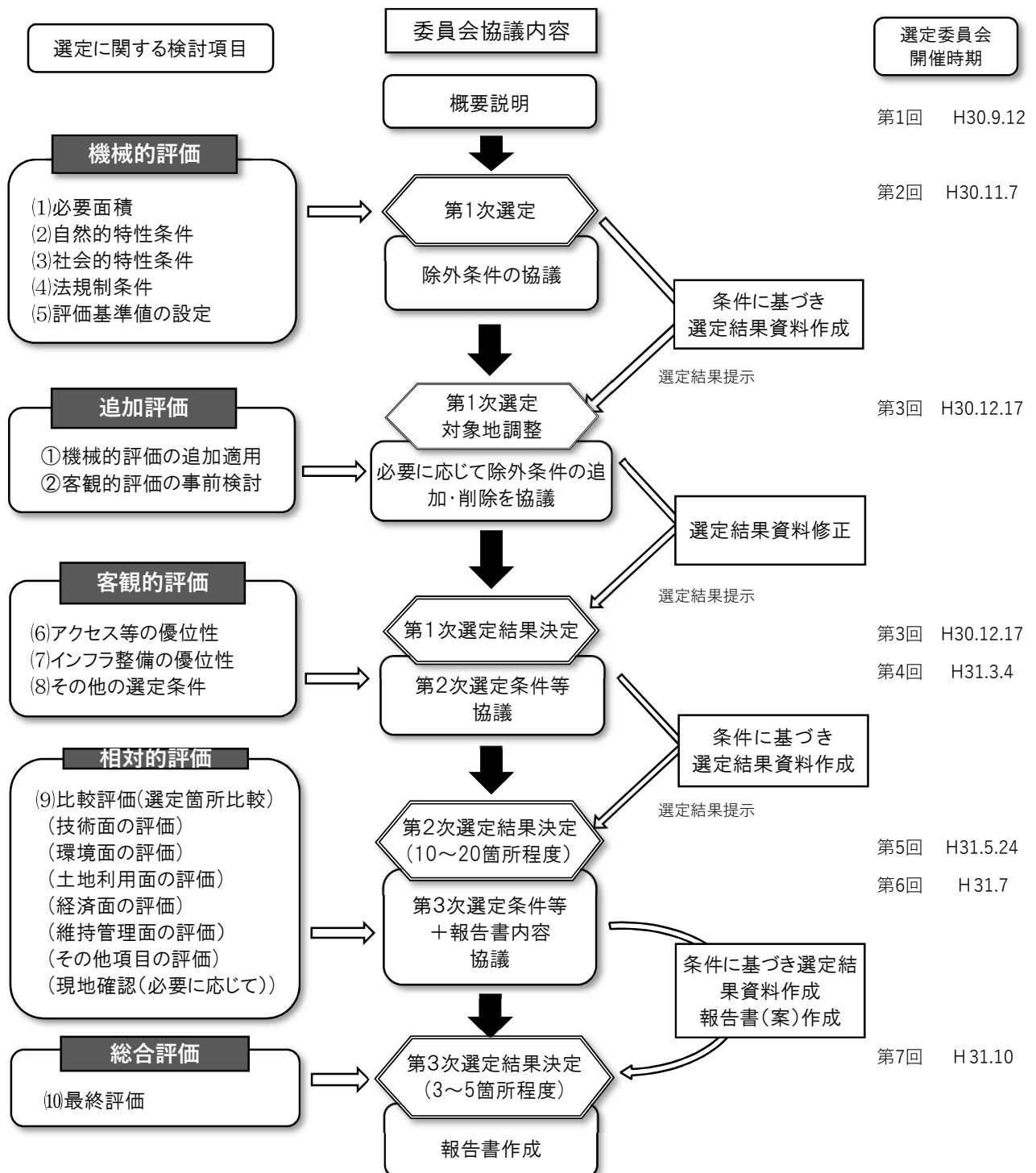
- 委員会による候補地選定の手順は下図による。
- 検討は、以下の考え方にに基づき、3段階で進める。

第1次選定：必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第2次選定：候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第3次選定：技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

候補地選定フロー



協議 1

第2次選定の条件等について

第1次選定において選定された地域から、第2次選定を行う。

第2次選定では、「1. 絞込み条件」及び「2. 追加絞込み条件」に掲げる条件により、候補地として適切な区域を選定する。

絞込み条件による絞込みの後、各候補地を評点する「3. 比較評価」を行う。

1. 絞込み条件

条 件	条件の考え方	絞込み方法
人口分布	一般廃棄物の排出量は人口の分布と密接な関係があるため、人口分布を考慮した候補地を選定する。	最終処分場の候補地選定条件に合わせて、組合管内における人口重心から半径15kmの範囲とする。
土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成が容易と想定される候補地を選定する。	250mメッシュで分割したエリア内の平均斜度が、20%以上のエリアを除外する。
構造物等の有無	施設整備に影響する構造物の影響しない候補地を選定する。	国道、地方主要道、工場等の大規模構造物の影響のない場所とする。
公共投資エリアの回避	大規模な土地改良を実施した土地や、今後整備を予定する土地など、行政運営の視点から残すべき場所を回避する。	構成市町等へ確認し、該当箇所を除外する。
隣接自治体からの距離	他行政に影響を与えない候補地を選定する。	行政境から500mの範囲を除外する。

2. 追加絞込み条件

「1. 絞込み条件」による絞込みを行った後に、追加で絞込みを行う。

条 件	条件の考え方	絞込み方法
運搬経費の経済性	管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費が小さい候補地を選定する。	管内の各地区で発生する廃棄物量と、各地区から候補地への距離を乗じた数字の総計で評価し、運搬経費が小さいエリア(運搬経費が最少となるエリアの1.4倍以下)を抽出する。 排出場所を中学校区単位とし、候補地は1kmメッシュで分割したエリアとして評価を行う。
農業振興地域整備計画との整合性	農業振興地域は基本的に農業の振興を図るべき地域であるため、住民からの情報提供等により、営農に影響の少ない場所を選定する。	農業振興地域内をそれぞれの区域で次のとおり絞り込む。 ・農用地区域は、住民等から情報提供がある場合を除き除外する。 ・農業施設用地区域は、全て除外する。 ・用途指定のない白地区域は、全て除外しない。

3. 比較評価

(1) 評価対象候補地の分割

評価に当たっては25ha超の過大な面積のエリアを、道路及び地形により分割して評価を行う。

- 次の手順で候補地の面積が25ha程度になるまで分割を行う。
- ① 鉄道、高速道路、河川の線形で分割する。
(国道、主要地方道の線形では分割済み、すでに25ha以下のエリアは分割しない)
 - ② ①の分割をしてもなお25haを超えるエリアを県道、市道、私道の線形で分割する。
(分割の対象とする県道、市道、私道は軽車道(道路幅3~1.5mの道路)以上の道路幅のものとする)
 - ③ ②の分割をしてもなお25haを超えるエリアを500mメッシュで分割する。

(2) 評価の配点

10の評価項目により、配点は最高点を70点、最低点を16点とし、基本要素と重要要素の配分を3:4とする。

- 評価点：◎=5点、○=3点、△=1点
要素区分係数(重み付け)：重要要素=×2、基本要素=×1

(3) 評価項目

評価項目	評価内容	評価基準	評価
基本要素(×1)	1 評価対象地人口 稼働後の騒音や振動等による住民生活への影響を考え、候補地の対象地人口数に応じて評価する ※評価対象地人口数は250mメッシュの人口分布データから判断する	対象地人口が10人以下	◎
		対象地人口が11人以上30人以下	○
		対象地人口が31人以上	△
	2 敷地面積 敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する	対象面積が12ha以上	◎
		対象面積が6ha以上12ha未満	○
		対象面積が6ha未満	△
3 道路状況 工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する	国道・主要地方道からの距離が1km以内	◎	
	国道・主要地方道からの距離が1km超1.5km以下	○	
	国道・主要地方道からの距離が1.5km超	△	
4 取付道の有無 候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する	取付道の幅員が3m以上	◎	
	取付道の幅員が1.5m以上3m未満	○	
	取付道の幅員が1.5m未満又は取付道がない	△	
5 土地の利用状況 土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する	空地、未利用地、山林、農地等	◎	
	工場用地等	○	
	住宅地、商業施設用地等	△	
6 インフラ整備状況(上水・簡水) 施設で使用する水を確保するため、上水道等のインフラが整備状況に応じて評価する	上水道等の給水エリア内	◎	
	上水道等の給水エリア外	○	

評価項目		評価内容	評価基準	評価
重要要素(×2)	7	構造物の有無 主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する	構造物を避けて5ha程度確保可能	◎
			構造物を避けて5ha程度確保できないが、構造物の移転が可能	○
			構造物を避けて5ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△
	8	土地造成の容易性 造成費は事業に大きく影響することから、造成に影響する候補地の平均斜度に応じて評価する ※平均斜度は250mメッシュの平均斜度データより判断	平均斜度が9%以下	◎
			平均斜度が9%超15%以下	○
			平均斜度が15%超	△
	9	土地取得の容易性 土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない	構成市町が所有する土地であり且つ住民等からの情報提供がある	◎
			構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	○
			構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	△
	10	運搬経費の経済性 管内全域のごみ集積所から搬入を受けるため、運搬経費の評価に応じて評価する ※運搬経費の評価は、絞込み条件で算出した結果を使用する	運搬経費が最少のエリアの1.2倍以下	◎
			運搬経費が最少のエリアの1.2倍超1.3倍以下	○
			運搬経費が最少のエリアの1.3倍超	△

一体整備として提供を受けた候補地情報の取扱いについて

1. 基本的考え

住民から新焼却施設と新最終処分場の両施設を一体整備できるとして情報提供のあった整備候補地について、一体整備の利点は他の評価項目のとは違い客観的な比較評価が難しいことから、その取扱いについて別に定める。

2. 一体整備の利点

両施設を一体として整備することによる利点は次のとおり。

① 廃棄物処理施設全体の事業推進の円滑化

→ 新焼却施設、余熱活用施設、新最終処分場を同地区に整備することにより、住民理解の促進が図られる。

② 整備事業費の減

→ 整備場所が別の地区である場合に比べ、道路整備及び土地造成費に係る事業費が大きく圧縮できる。

③ 余熱活用の有効利用の促進

→ 発電した電気の最終処分場での活用が可能となり、有効な活用が可能となる。

④ 施設運営管理費の減

→ 中間処理施設から最終処分場への運搬に要する時間と経費が圧縮される。

→ 両施設が近傍となることにより、同一人が両施設を行き来することが可能となるため、必要人員の減が図られ、管理運営に関する委託料が減少する。

3. 取扱い案

(1) 第1次評価 他の整備候補地と同様に、除外条件に合致する場合は、候補地から除外する。

(2) 第2次評価 他の候補地との単純比較が難しいことから、それぞれの候補地の第2次選定の状況等をまとめた資料を作成したうえ、通常の候補地とは別枠として協議いただく。